

## 議案第15号

### 新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

新座市スポーツ施設条例（平成5年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(利用の許可)

第5条 施設等を利用しようとするもの(新座市営大和田多目的運動場にあつては、個人で利用しようとする者を除く。)は、管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2・3 [略]

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
[略]	
新座市営大和田少年サッカー場	新座市大和田三丁目1207番
新座市営大和田多目的運動場	新座市大和田三丁目1025番
[略]	

別表第2 (第4条関係)

名称	利用に供さない日	利用時間
新座市営殿山運動場 新座市営馬場運動場 新座市営大和田少年サッカー場 新座市営大和田多目的運動場 新座市営堀ノ内少年運動場 新座市営野火止運動場 新座市営西堀庭球場 新座市営本多庭球場	[略]	
[略]		

別表第3 (第13条関係)

(1) 運動場・サッカー場・庭球場使用料

施設	主たる用途	使用料
[略]		
新座市営大和田少年サッカー場	少年サッカー、フットサル	1回(2時間単位)6,110円。 ただし、夜間照明設備を使用する場合であつて、午後5時から午後7時まで使用するときは1回8,200円、午後7時から午後9時30分まで使用するときは1回8,720円
新座市営大和田多目的運動場	/	1回(2時間単位)2,090円
[略]		

備考

1～3 [略]

4 運動場を利用する場合(庭球を主たる用途として利用する場合を除く。)において、市内登録団体の登録の際又は市内団体の利用の申請の際に子供(中学生以下の者をいう。)が3分の2を超えているときは、この表の使用料の半額(大和田少年サッカー場を利用する場合にあつては、3分の1の額)(その額に10円未満の端数があるときは、これを切

改

正

前

(利用の許可)

第5条 施設等を利用しようとするものは、管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2・3 [略]

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
[略]	
新座市営大和田運動場	新座市大和田三丁目97番
[略]	

別表第2 (第4条関係)

名称	利用に供さない日	利用時間
新座市営殿山運動場 新座市営馬場運動場 新座市営大和田運動場	[略]	
新座市営堀ノ内少年運動場 新座市営野火止運動場 新座市営西堀庭球場 新座市営本多庭球場	[略]	

別表第3 (第13条関係)

(1) 運動場・庭球場・プール使用料

施設	主たる用途	使用料
[略]		
新座市営大和田運動場	野球、ソフトボール	1回(2時間単位)2,090円。 ただし、夜間照明設備を使用する場合であって、午後5時から午後7時まで使用するときは1回8,380円、午後7時から午後9時30分まで使用するときは1回10,470円
	少年サッカー、フットサル	1回(2時間単位)6,110円。 ただし、夜間照明設備を使用する場合であって、午後5時から午後7時まで使用するときは1回8,200円、午後7時から午後9時30分まで使用するときは1回8,720円
[略]		

備考

1~3 [略]

4 運動場を利用する場合(庭球を主たる用途として利用する場合を除く。)において、市内登録団体の登録の際又は市内団体の利用の申請の際に子供(中学生以下の者をいう。)が3分の2を超えているときは、この表の使用料の半額(少年サッカー又はフットサルを主たる用途として大和田運動場を利用する場合にあっては、3分の1の額)(その額に

り捨てた額) とする。

(2) [略]

10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(2) [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

新座市営大和田運動場を廃止するとともに、新座市営大和田少年サッカー場及び新座市営大和田多目的運動場を設置したいので、この案を提出するものである。